

## 8 扶養手当について

令和6年1月現在

### (1) 支給対象

扶養親族のある職員に対しては扶養手当が支給されます。

ここでいう扶養親族とは、原則同居、同一生計※<sub>1</sub>であり、向こう1年間の収入が140万円未満で※<sub>2</sub>、主にあなたが扶養していると認められる、次の範囲に該当する者です。なお、職員の配偶者、兄弟姉妹等が同一の扶養親族を算定基礎とした扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当を受けている場合は、扶養親族として認められません。

### (2) 扶養親族

- ① あなたの配偶者※<sub>3</sub>
- ② 22歳になった年度の3月31日までの間にあたるあなたの子（実子及び養子）、孫及び弟妹
- ③ 60歳以上のあなたの父母及び祖父母
- ④ 心身に著しい障害のある者※<sub>4</sub>（親族関係及び年齢の制限はありませんが、収入・障害の内容による制限があります。）

### (3) 扶養手当の支給額（条例改正等により支給額が変更されることもあります。）

扶養親族	職位	支給額
	配偶者※ <sub>3</sub>	
	部長級	3,500
	課長級以下	6,500
子	配偶者※ <sub>3</sub> がない場合の一人目	
		11,500
父母等	部長級	3,500
	課長級以下	6,500

- ・表中「父母等」は、(2)②の孫及び弟妹、③～④の扶養親族が該当となります。
- ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子に対しては、5,000円が加算されます

### (4) 届出方法

#### ◎全員必ず行うこと

扶養手当を受給できるか確認するため、『扶養手当チェック票』を記入してください。

#### ○申請する場合

別紙の「扶養親族の申請をされる方へ」を必ず参照し、『扶養手当チェック票』、『扶養控除等異動申告書・扶養親族等（異動）届』（3枚組）、該当の提出書類を添えて申請してください。

#### ○申請しない場合

申請しない場合でも、記入した『扶養手当チェック票』を送付してください。『扶養控除等異動申告書・扶養親族等（異動）届』（3枚組）の提出は不要です。

**提出期限：令和6年2月14日（水）必着**

- (注) ※<sub>1</sub> 住民票上、同一世帯であることが必要です。（世帯分離している場合は扶養親族として認定できません。）  
また、同居していた扶養親族と別居に至った場合は必ず届出が必要です。
- ※<sub>2</sub> ここでいう「収入」には、給与収入（交通費を含む）、事業収入、不動産収入、株配当収入、個人年金、公的年金等のほか、雇用保険失業給付、育児休業給付金、遺族年金、障害年金等の非課税の収入も該当します。給与収入等の場合は、収入限度額（140万円）を12か月で除した月額限度額（116,666円）を基準として判定します。
- ※<sub>3</sub> 配偶者には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- ※<sub>4</sub> 障害者手帳またはカード（両面）のコピー、就業できない旨が記載された医師の診断書等の提出が必要です。
- ※<sub>5</sub> 認定された届出内容（同居別居区分や収入状況等）に変化があった場合は届出が必要となります。  
配属された所属の労務主管課等に御相談ください。